

議案第15号

西海市税条例の一部を改正する条例の制定について

西海市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年2月27日 提出

西海市長 杉澤 泰彦

西海市条例第 号

西海市税条例の一部を改正する条例

西海市税条例（平成17年西海市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項を次のように改める。

普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 10月1日から同月31日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

第41条第2項を削る。

第67条第1項を次のように改める。

固定資産税の納期は、次のとおりとする。

第1期 5月1日から同月31日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 12月1日から同月25日まで

第4期 翌年2月1日から同月末日まで

第67条第3項中「納期は、」の次に「前3項の規定にかかわらず」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 固定資産税額が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。

第69条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

新旧対照表

西海市税条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市税条例 平成17年4月1日 西海市条例第56号 第1条～第39条（略） （個人の市民税の納期） 第40条 <u>普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。</u> <u>第1期 6月1日から同月30日まで</u> <u>第2期 8月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第4期 翌年1月1日から同月31日まで</u>	西海市税条例 平成17年4月1日 西海市条例第56号 第1条～第39条（略） （個人の市民税の納期） 第40条 <u>普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税の納期は、次のとおりとする。</u> <u>第1期 6月1日から同月30日まで</u> <u>第2期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 8月1日から同月31日まで</u> <u>第4期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第5期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第6期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第7期 12月1日から同月25日まで</u> <u>第8期 翌年1月1日から同月31日まで</u> <u>第9期 翌年2月1日から同月末日まで</u>

新	旧
2 (略) (個人市民税の納税通知書) 第41条 (略) 第42条～第66条 (略) (固定資産税の納期) 第67条 <u>固定資産税の納期は、次のとおりとする。</u> <u>第1期 5月1日から同月31日まで</u> <u>第2期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 12月1日から同月25日まで</u> <u>第4期 翌年2月1日から同月末日まで</u>	<u>第10期 翌年3月1日から同月31日まで</u> 2 (略) (個人市民税の納税通知書) 第41条 (略) <u>2 前項の納期の数で除して得た各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。</u> 第42条～第66条 (略) (固定資産税の納期) 第67条 <u>固定資産税の納期は、次のとおりとする。</u> <u>第1期 6月1日から同月30日まで</u> <u>第2期 7月1日から同月31日まで</u> <u>第3期 8月1日から同月31日まで</u> <u>第4期 9月1日から同月30日まで</u> <u>第5期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第6期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第7期 12月1日から同月25日まで</u> <u>第8期 翌年1月1日から同月31日まで</u> <u>第9期 翌年2月1日から同月末日まで</u>

新	旧
2 (略) <u>3 固定資産税額が3,900円以下の金額であるものについては、前2項の規定にかかわらず、当該各項の規定によって定められた納期のうち納税通知書で指定する一の納期において、当該固定資産税額の全額を徴収する。</u> <u>4 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、前3項の規定にかかわらず納税通知書の定めるところによる。</u> 第68条 (略) (固定資産税の納税通知書) 第69条 (略) 第70条～第151条 (略) 附 則 第1条～第24条 (略)	<u>第10期 翌年3月1日から同月31日まで</u> 2 (略) <u>3 次条第2項の規定によって徴収する固定資産税の納期は、納税通知書の定めるところによる。</u> 第68条 (略) (固定資産税の納税通知書) 第69条 (略) <u>2 前項の納期の数で除して得た各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。</u> 第70条～第151条 (略) 附 則 第1条～第24条 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

西海市税条例の一部を改正する条例の概要

【改正概要】

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、全国の地方公共団体が国の提供する統一的な基準に適合した情報システムを利用することが義務付けられました。

この情報システムには、集合徴収に対応する機能がないため、単税徴収へ移行することになります。これに伴い、関連する規定の改正を行うものです。

【施 行 日】 令和8年4月1日

条例規定	改正概要
【個人の市民税の納期】 第 40 条第 1 項	個人市民税の納期について、現行の 10 期割（集合徴収）から 4 期割（単税徴収）へ改正するものです。
【個人の市民税の納税通知書】 第 41 条第 2 項	期割の変更に伴い、税額の端数計算にかかる規定を削除するものです。 なお、当該規定を削除することにより、今後は地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項の規定を適用することになります。 【現行】 納期の数で除して得た各納期の納付額に 100 円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。 【改正後】地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項を適用 納期限ごとの分割金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に合算するものとする。

条例規定	改正概要
【固定資産税の納期】 第 67 条第 1 項 第 3 項 第 4 項	【第 1 項】 固定資産税の納期について、現行の 10 期割（集合徴収）から 4 期割（単税徴収）へ改正するものです。 【第 3 項】 納期が 4 期になることから、税額を納期の数で除した場合の分割金額が 1,000 円未満の端数となる場合（3,900 円以下）について、その全額を 1 期の納期において徴収する規定を追加するものです。 【第 4 項】 第 3 項を追加したことによる、文言の追加と項ズシの改正をするものです。
【固定資産税の納税通知書】 第 69 条第 2 項	期割の変更に伴い、税額の端数計算にかかる規定を削除するものです。 なお、当該規定を削除することにより、今後は地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項の規定を適用することになります。 【現行】 納期の数で除して得た各納期の納付額に 100 円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。 【改正後】 地方税法第 20 条の 4 の 2 第 6 項を適用 納期限ごとの分割金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に合算するものとする。

単税化後の納期

議案第15号関係資料（その3）

【現 行】 集合徴収方式（個人市民税・固定資産税・国民健康保険税）

	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合徴収	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期



【改正後】 単税徴収方式

	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税	4回			1期		2期		3期			4期		
固定資産税	4回		1期		2期					3期		4期	
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

参考：所得税	3回						1 期		2期				3期
--------	----	--	--	--	--	--	-----	--	----	--	--	--	----

【税目別の納期】

個人市民税		1期	2期	3期	4期	【地方税法】 （普通徴収に係る個人の市町村民税の納期） 第三百二十条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税の納期は、六月、八月、十月及び一月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあつては、六月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。						
	地方税法	6月	8月	10月	1月							
	西海市	6月	8月	10月	1月							
固定資産税		1期	2期	3期	4期	【地方税法】 （固定資産税の納期） 第三百六十二条 固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。 2 固定資産税額（第三百六十四条第十項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれかの納期において、その全額を徴収することができる。						
	地方税法	4月	7月	12月	2月							
	西海市	5月	7月	12月	2月							
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
	西海市	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
【地方税法】 （水利地益税等の賦課期日及び納期） 第七百五条 水利地益税及び共同施設税の賦課期日及び納期並びに宅地開発税及び国民健康保険税の納期（次条第二項及び第三項、第七百十八条の七第一項及び第二項並びに第七百十八条の八第一項の規定による特別徴収の方法による場合の納期を除く。）は、当該地方団体の条例で定める。 2 国民健康保険税の賦課期日は、四月一日とする。												

単税徴収方式への移行に伴う期別納付額 例

議案第15号関係資料（その4）

個人市民税	129,800円	固定資産税	78,300円
国民健康保険税	198,800円	合 計	406,900円

【現 行】 集合徴収方式（個人市民税・固定資産税・国民健康保険税） (単位：円)

	納付回数	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税	10回	129,800			13,700	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900
固定資産税	10回	78,300			8,100	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
国民健康保険税	10回	198,800			20,600	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800
集合徴収	10回	406,900			42,400	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500	40,500

【西海市税条例】 抜粋
第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額）を前条第1項の納期（第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。
2 前項の納期の数で除して得た各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。

第69条 第67条第3項の規定により固定資産税額の全額を一の納期において徴収する場合を除き、固定資産税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の固定資産税額をその納期の数で除して得た額とする。
2 前項の納期の数で除して得た各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。

【西海市国民健康保険税条例】 抜粋
第34条 国民健康保険税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第17条の納期（第25条第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。
2 前項の納期の数で除して得た各納期の納付額に100円未満の端数があるときは、最初の納期の納付額に合算するものとする。

【改正後】 単税徴収方式 (単位：円)

	納付回数	年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市民税	4回	129,800			33,800		32,000		32,000			32,000		
固定資産税	4回	78,300		21,300		19,000					19,000		19,000	
国民健康保険税	10回	198,800			20,600	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800	19,800
合計		406,900		21,300	54,400	38,800	51,800	19,800	51,800	19,800	38,800	51,800	38,800	19,800

【地方税法】（抜粋）
（課税標準額、税額等の端数計算）
第20条の4の2
6 地方税の確定金額を、2以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に1000円未満の端数があるとき、又はその分割金額の全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。ただし、地方団体が当該地方団体の条例でこれと異なる定めをしたときは、この限りでない。

【現行と改正後の納期別の差額】 (単位：円)

	増減合計額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期別の差額	0		21,300	12,000	△ 1,700	11,300	△ 20,700	11,300	△ 20,700	△ 1,700	11,300	△ 1,700	△ 20,700